

一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業に係る公聴会における公述の方法その他公述の詳細について

令和 7 年 7 月 7 日
国土交通省不動産・建設経済局
総務課土地収用管理室

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 23 条第 2 項及び土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 6 条第 2 項の規定により令和 7 年 7 月 7 日に公告した標記の公聴会について、次のとおり公述の方法その他公述の詳細を掲載します。

（１）公述の時間

- ①本公聴会は、２日間合計で最大約 10 時間程度の公述を予定しています。
- ②公述 1 件当たりの公述時間は 30 分以内とします。「一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業に係る公聴会における公述の申出書」の「3. 公述希望日時及び公述時間」で選択した時間に基づき、国土交通大臣が「公聴会において意見を述べることができる時間等について（通知）」において通知した意見を述べる時間となります。この意見を述べる時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。なお、複数の方が共同で公述を申し出ている場合も 1 件あたりの公述時間は、通知した意見を述べる時間となります。
- ③前の公述人が、予定されている公述時間よりも短い時間で公述を終了した等の場合には、公述の開始時刻が早まることについて公述人から同意をいただいた上で、公述の開始時刻を早めることがあります。
- ④公述時間を超える場合は、議長より公述の禁止を命じられることになります。質問に対する答弁も含め、公述時間内に終了するようにしてください。
- ⑤国土交通大臣があらかじめ通知した予定の開始時刻に遅れた場合には、議長により公述時間が短縮される又は公述できないとされることがあります。
- ⑥他の公述人との公述時間の融通は認められません。

（２）公述を希望される方の申出方法

- ①公述を希望される方は、別掲の申出書（なお、申出書の用紙は、熊本県球磨郡相良村役場企画商工課および同郡五木村役場ダム対策課にも備え付けてあります。）に必要事項を御記入の上、郵送、FAX、電子メール又は持参により、令和 7 年 7 月 18 日（金）まで（必着）に、「(6)問い合わせ先」まで御提出願います。
- ②複数の方が共同して申し出る場合であっても、公述人は 3 名以内としてください。
- ③土地収用法施行規則第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定により、意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意して、申出書を御記載願います。
- ④上記期日までに申出書が到着しない場合及び提出された申出書に必要事項（土地収用法施行規則第 7 条第 1 項各号に規定する事項）の記載の不備がある場合には、公述人とな

ることができません。

- ⑤公述の申出書に質問を希望する旨の記載があるときは、国土交通大臣又は議長より質問の相手方となる起業者に対し、当該申出書の写しを送付することとなります。

(3) 公述人の決定及び通知

- ①公述の申出が多数ある場合には、土地収用法施行規則第8条第2項の規定により、公述人の数を制限することとなります。
- ②公述を希望される日及び時間帯については、希望どおりにはならない場合があります。ことをあらかじめ御承知おきください。
- ③公述人の数を制限するか否かにかかわらず、公述の申出書（期限後に到着したもの及び土地収用法施行規則第7条第1項各号に規定する事項のいずれかの記載がないものを除く。）を提出された方については、公聴会の開催前に、以下の事項を通知させていただきます。（複数の方が共同して申し出ている場合には、代表者に正本を通知し、代表者以外の者に正本の写しを通知させていただきます。）
- ・公述人として意見を述べることができるか否か
 - ・公述人として意見を述べることができる方については、意見を述べることができる時間及び予定の開始時刻

通知は、申出書に記載された住所にあてて書面を郵送することなどにより行います。なお、通知がない場合で、上記事項についてお知りになりたいときには、令和7年8月25日（月）から令和7年9月3日（水）までの間に「(6) 問い合わせ先」に御連絡ください。

(4) 公述の方法

- ①公述は、次の2通りの方法のいずれかによってください。
- ・専ら御自分の意見を述べていただく方法
 - ・御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法
- ②公述については、以下の点に御注意ください。
- ・意見の陳述及び質問は、土地収用法施行規則第11条第2項及び第3項の規定により、標題の事業の範囲並びに申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならない、この範囲を超えて意見の陳述又は質問をした場合は、議長によりその発言を禁止されることがあります。
 - ・公述では、起業者以外を相手方として質問をすることはできません。
- ③同一人が複数件において公述することはできません。
- ④公述は、口頭により行うこととし、資料等を配布することはできません。備え付けのパソコン及び視聴覚機器（プロジェクター）の利用は、「公聴会において意見を述べることができる時間等について（通知）」の通知の際に同封する「公述等におけるパソコン等の利用について（お知らせ）」に従って、事前にデータを提出された方に限り認めます。なお、公述人自らが持ち込んだパソコン、視聴覚機器（プロジェクター）等を公述の際に使用することはできません。

(5) その他

- ①土地収用法施行規則第 11 条の 2 第 2 項に規定する公述人等が遵守すべき事項及び同施行規則第 11 条の 3 第 3 項に規定する傍聴人が遵守すべき事項を定めた場合は、国土交通省ホームページにて公開します。
- ②公聴会においては、運営上の理由から、映像及び写真の撮影並びに録音等を行うことがありますのであらかじめ御承知おきください。
- ③公聴会においては、マスコミによる取材を認めることとしておりますので、あらかじめ御承知おきください。
- ④本公聴会の議事録は、国土交通省ホームページにて公開します。

(6) 問い合わせ先

本公聴会に関するお問い合わせ及び公述の申出は、以下の部局をお願いします。

国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室

住 所 : 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電 話 : 03-5253-8111 (内線 24164)

F A X : 03-5253-8927

電子メールアドレス : hqt-expr03@gxb.mlit.go.jp

開庁時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）の9時30分～18時15分（12時～13時を除く。）です。

なお、会場である『人吉市カルチャーパレス』へのお問い合わせは、御遠慮ください。